

基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

氏名 \_\_\_\_\_

基準雇用者数等の計算に関する明細						
		適用年の12月31日 における雇用者の数	新規雇用者総数	適用年の前年の12月 31日における雇用者 の数	「3」のうち適用年の 12月31日において高 年齢雇用者に該当する 者の数	基準雇用者数 (①-③-④)
		①	②	③	④	⑤
全	1	人	内 人	人	人	人
体						
特定業務施設	2					
同上のうち移転型計画に 係る特定業務施設	3					
特定新規雇用者数等の計算						
特定新規雇用者数 (②の2の内書)					⑥	人
移転型特定新規雇用者数 (②の3の内書)					⑦	
調整新規雇用者総数 (「②の2」と本表「③」のうち少ない数)					⑧	
調整新規雇用者総数の40%相当数 ( $⑧ \times \frac{40}{100}$ )					⑨	(小数点以下切捨て)
対象非特定新規雇用者数 ( (⑧-⑥) と⑨のうち少ない数)					⑩	(マイナスの場合は0)
対象移転型非特定新規雇用者数 ( (「②の3」-⑦) と⑩のうち少ない数)					⑪	
非新規基準雇用者数 (本表「③」- (⑧又は「②の2」))					⑫	(マイナスの場合は0)
対象移転型非新規基準雇用者数 ( (「⑤の3」-「②の3」) と⑫のうち少ない数)					⑬	(マイナスの場合は0)
給与等支給額の計算に関する明細						
適用年における給与等の支給額					⑭	円
同上のうち適用年の12月31日において高年齢雇用者に該当する者に係る金額					⑮	
給与等支給額 (⑭-⑮)					⑯	
比較給与等支給額の計算に関する明細						
適用年の前年分	給与等の支給額	⑯のうち適用年の12月31日 において高年齢雇用者に 該当する者に係る金額	差引 (⑱-⑲)	<u>12</u> 事業を営んでいた期間の月数	改訂給与等の支給額 (⑳×㉑)	
⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	
年分	円	円	円	<u>12</u>	円	
比較給与等支給額 (㉒ + (㉒×本表「⑥」) × $\frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$ )					㉓	

## 基準雇用者数、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項又は令和2年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

(1) 「②の2」欄は、措法第10条の5第1項又は旧措法第10条の5第1項の適用を受ける場合に、措法第10条の5第3項第2号又は旧措法第10条の5第3項第2号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）において適用年に新たに雇用された雇用者で、当該適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの総数を記載し、同欄の内書には、当該特定業務施設において適用年に新たに雇用された措法第10条の5第3項第7号イ及びロ又は旧措法第10条の5第3項第7号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者で、適用年の12月31日において当該特定業務施設に勤務するものの数を記載します。

(2) 「③」欄は、平成30年改正法附則第64条第2項の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消して計算します。

なお、「③の1」-「④の1」が0である場合には、「③」欄中「(②×本表「⑥」)」とあるのは「②」として計算します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5、平成30年改正法附則64